

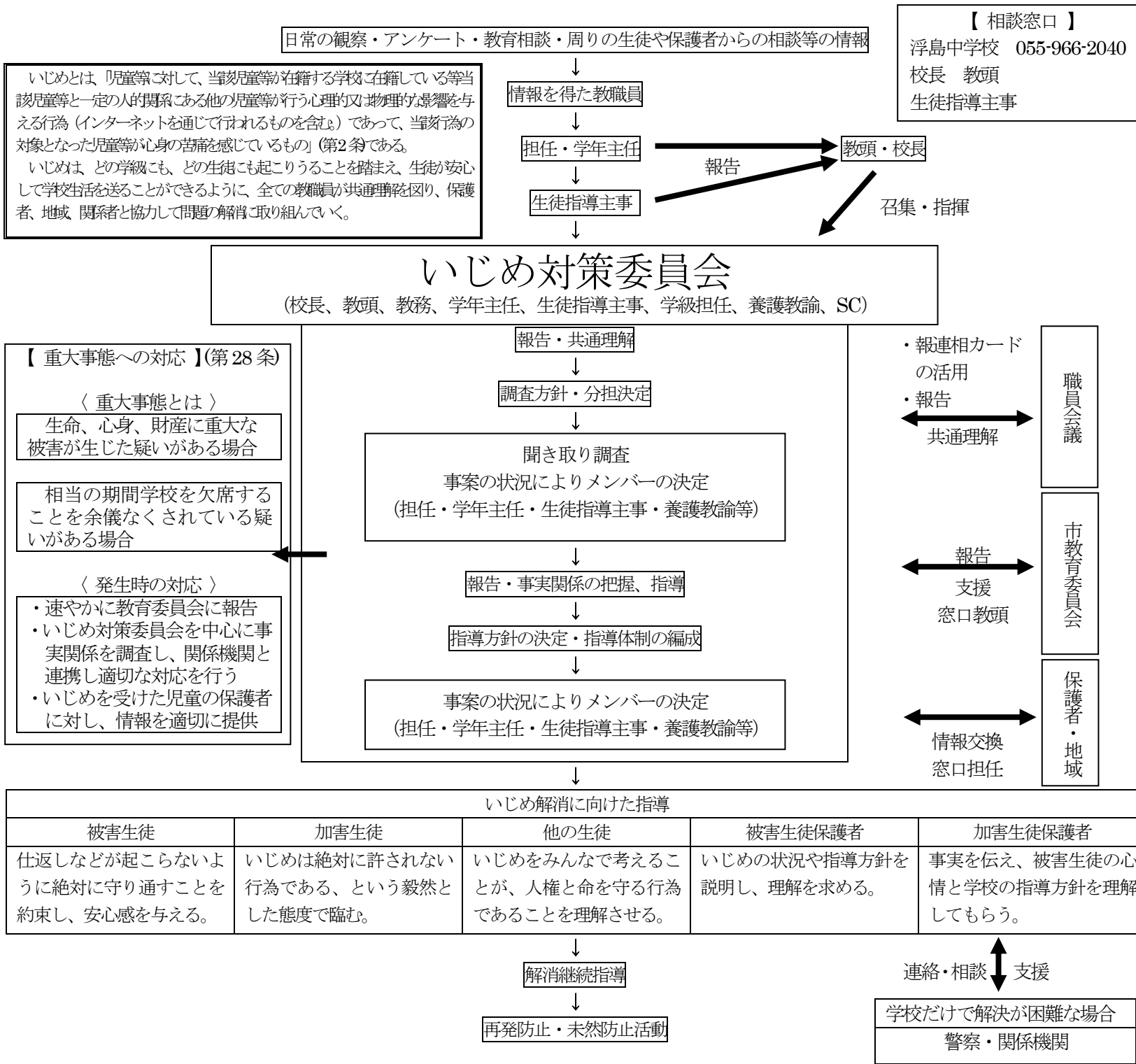
令和8年度 沼津市立浮島中学校いじめ防止基本方針～主な流れ～

令和8年4月1日改訂

いじめ未然防止のための日常の取組

- ①学級・学校経営の充実
- I、子どもに対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、お互いに認め合い、支え合い、感謝し合う学級をつくる。
 - II、思いやりを持ち、正しい言葉遣いのできる集団を育てる。
 - III、学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
 - IV、子ども自らがいじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。
- ②授業における生徒指導の充実
- 「自分の考えをもち、表現する力」・「共感的に聴く力」を育てる授業づくりをする。
- ③心の教育の充実
- 道徳の授業で「思いやり・礼儀・友情・相互理解・寛容」を内容項目として指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を高める。
- ④自己有用感を高める学校行事
- 達成感や感動・人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施する。
- ⑤主体的な生徒会活動・部活動
- リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力を育成する。
- ⑥小中の連携
- 育てたい生徒像の明確化・共有化、取組の重点化を図り、一貫した取組を推進する。
- ⑦保護者や地域への働きかけ
- いじめの問題の重大性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、懇談会や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

いじめが起こった場合の組織的対応



いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（第2条）である。

いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、生徒が安心して学校生活を送ることができるように、全ての教職員が共通理解を図り、保護者、地域、関係者と協力して問題の解消に取り組んでいく。

【重大事態への対応】(第28条)

〈重大事態とは〉

- 生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

〈発生時の対応〉

- ・速やかに教育委員会に報告
- ・いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携し適切な対応を行う
- ・いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供

いじめを早期発見するための取組

- ①教師による日々の観察
- I、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒の様子に気を配る。
 - II、「生徒がいるところに教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - III、「報連相カード」等を活用した情報交換を積極的に実施する。
- ②自主勉ノート『記事』欄の活用
- 毎日行うやりとりを通して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係が構築されていく。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。
- ③教育相談
- 全校生徒を対象とし、年2回の教育相談を実施する。
- ④いじめアンケート
- 生徒や学校の実態に応じて、いじめアンケートを年間5回実施する。
- ⑤保護者との連携
- いじめの発見のきっかけは、「保護者からの相談」であることが多くあり、いじめられている子どもは家庭において様々なサインを出していることが考えられる。そのため、いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であり、機会を捉えて、学校の方針や状況を伝えながら、連携して早期発見に努める。
- ⑥校内研修
- 教職員の共通認識を図るために、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。毎週の職員打ち合わせで情報交換を行う。

*事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
*いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

沼津市立浮島中学校 いじめ防止対策 年間計画 令和8年度4月1日作成

対策委員会	市アンケート	学校アンケート	個人面談等	関連する取組
毎週月曜日 4/15 6月 第一週		毎月第1火曜日 実施	4/20~ 4/24① 5/18~ 5/22②	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」を見直し、ホームページを更新する。 ・生徒理解研修を校内で実施し、配慮が必要な生徒の情報を学校全体で共有する。 ・校内いじめ防止対策委員会を開く。 ・保護者との教育相談で、家庭での情報を聞き、連携を深める。 ・GW開けにアンケート、宿泊行事後に生徒との教育相談を実施し、4、5月の生活について振り返りを行う。 ・毎週の打ち合わせで情報共有をする。
毎週月曜日 10月 第3週	10/8①	毎月第1火曜日 実施	10/20~ 10/23③	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭を通して、様々な人との関わりの中で、仲間への感謝の気持ちをもったり、自己有用感を高めたりできるようにする。 ・生徒との教育相談を通して、学校行事後の人間関係の変化について理解を深める。 ・毎週の打ち合わせで情報共有をする。
毎週月曜日 1月 第3週		毎月第1火曜日 実施		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報について次年度に引き継げるように、まとめておく。 ・年間の取組を評価し、次年度の年間計画を実施する。
【いじめに関する研修】				
実施日：7/22		内容：SC、生徒指導主事による「いじめ理解研修」		

今年度の取組の評価・改善点・来年度への引継ぎなど

1. 今年度の取組の評価	
--------------	--